

地理空間情報の個人情報保護・二次利用促進に関するガイドラインについて

国土地理院 企画部 地理空間情報企画室

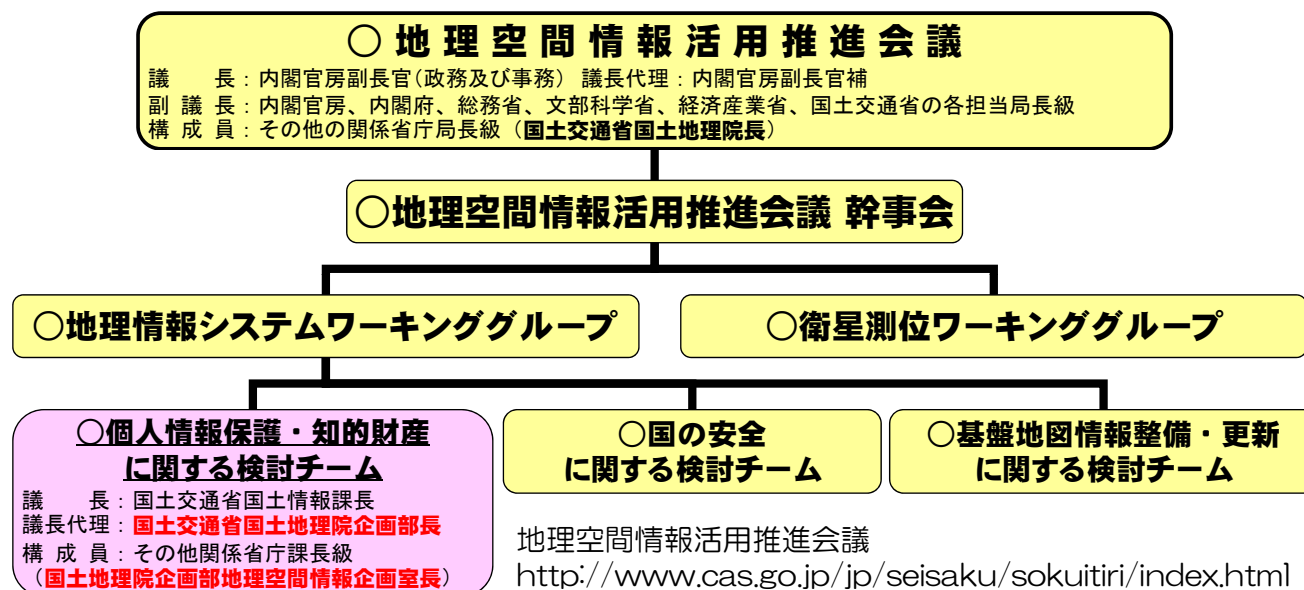
ガイドライン策定の目的

地理空間情報活用推進基本法

第十五条 国及び地方公共団体は、国民が地理空間情報を適切にかつ安心して利用することができるよう、個人情報の保護のためのその適正な取扱いの確保、基盤地図情報の信頼性の確保のためのその品質の表示その他の必要な施策を講ずるものとする。



- 1) 国、地方公共団体は、有益な地理空間情報を活用していくため、個人情報保護のための適切な措置をとり、情報を提供する側も利用する側も安心して、地理空間情報の提供・利用ができるようにする。
- 2) 知的財産権等の権利の侵害や、それを懸念した地理空間情報活用の萎縮が生じないように、データの二次利用の許諾の考え方等の知的財産権等の具体の処理の方法を明確にし、より付加価値の高い地理空間情報を作成し提供できるようにする。



- 平成22年9月6日 地理空間情報活用推進会議において、以下の2つのガイドラインを決定・公表
 - 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン
 - 地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン

1 個人情報の取扱いに関して

個人情報とは、原則として利用目的に即して取り扱う必要がある。

ただし、

行政機関個人情報保護法では、

国民負担の軽減、行政効率の増大、本人や公共の利益の増進につながる場合には、
一定の例外が認められている。（宇賀克也 著「個人情報保護法の逐条解説」）

※利用・提供に伴う個人の権利利益を不当に侵害する恐れがあると認められるときを除く

＜例外規定（行政機関個人情報保護法第8条）＞

他の法令
に基づく
場合

本人の同意・本人
への提供

行政機関
内部の利用で相当
な理由がある

他の行政
機関等への提供で
相当な理由がある

専ら統計
作成又は
学術目的

明らかに
本人の利益になる

提供する
ことに特別の理由
がある

特別の理由があるとされた事例
・ 厚生年金基金が行う年金給付
及び年金相談を円滑に行うため、
社会保険庁が健康保険喪失被保険者
ファイルを企業年金連合会に提供

地方公共団体における典型的な例外規定

諮問機関
の答申に
基づく判断

個人の生命・身体
又は財産の保護

出版、報道、法令
等の規定により公

犯罪予防
等の公共の安全と
秩序維持

公共的団体等への
提供

諮問機関で了解が得られた事例
・ 裁判所から民事執行法に基づく
不動産の評価命令を受けた
評価人に森林簿及び森林計画
図を提供

地方公共団体においては、個々の個人情報保護条例により異なる。

個人情報該当性の考え方の例（ハザードマップの場合）

＜個人情報該当性＞



深川市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）

ハザードマップは、
地域住民に自然災害の危険度の認識、自主
的な防災活動を促すことが目的

地図に被災想定区域や避難場所・避難経路
などの防災関係施設の位置などを表示した
ものであり、**個人情報に該当する情報は含ま
れない**（地番や住居番号が明示されている場合を除く）。

＜利用・提供の考え方＞

その多くは個人情報に該当しない
利用・提供に際して特段の制約はない

ただし、防災上の見知から

災害時援護者名を重ね合わせ、
要援護者マップ等として、目的
に応じ二次利用する場合

個人情報保護条例の例外規定の適用を吟味
（例外規定の例）「生命、身体、財産保護のため、緊急か
つやむを得ないとき」、「本人の同意があるとき」等

個人情報保護対策

(1) 整備段階

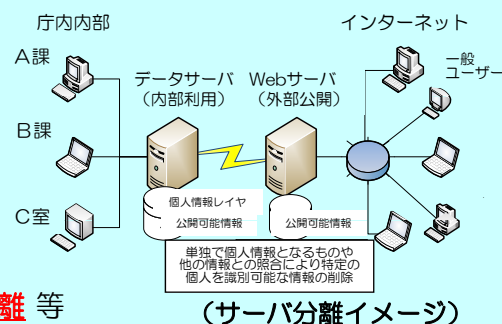
- ・ 個人名等の記載の場合、**あらかじめ本人の了解**を取る
- ・ **個人情報の分離** 等

(2) 管理段階

- ・ **個人情報を扱う人の制限など適切なルールを作成** 等

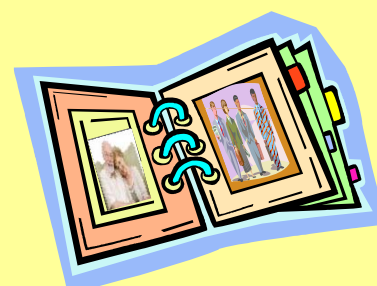
(3) 提供・流通段階

- ・ 個人情報を分離できない場合、**加工処理や提供制限**
- ・ 個人情報管理サーバと外部に情報公開する**サーバの分離** 等



地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン

- 何らかの措置が必要かどうかの判断指針
 - ・ 提供可否の判断基準フロー
- 主な測量成果等の利用・提供推進の考え方
 - ・ 都市計画図/ハザードマップ/空中写真 等
- 段階別の個人情報保護対策
 - ・ 整備/管理/提供・流通の段階毎における対策
- 国や地方公共団体の取組事例の説明
- Q&A



2 二次利用促進に関して

著作物の定義「著作権法」第2条第1項第1号

著作物とは、「①思想又は感情を②創作的に表現したものであつて、③文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と3つの要件

地理空間情報は

著作権法上、①「地図又は図形の著作物」、②「写真の著作物」、③「編集著作物」、④「データベースの著作物」に該当する可能性がある。

※対象とする地理空間情報の全てが著作物に該当するわけではない。

著作物の分類	該当する可能性のある地理空間情報
地図又は図形の著作物	地図（地図の著作物）、台帳の付図（図形の著作物）
写真の著作物	空中写真
編集著作物	台帳、統計資料
データベースの著作物	データベースとして地図データが記録されているもの

①創作性が発揮される余地があるか
及び

②その表現が著作権法上の創作性と評価できるか

権利処理上の留意点

**COPY
RIGHT**

①直営で整備



②外部委託して整備



③民間事業者等から購入



④民間事業者等と共同で整備



著作権は原始的には、著作物を創作した著作者に帰属



測量作業の経費をどこが負担したかという事実は、著作者人格権及び著作権の帰属とは直接関係しない



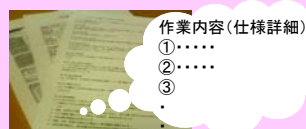
行政機関等が外部委託して地理空間情報を整備した場合、一般に受託者が著作者。

一方、過去の判例によると、



発注者が数多くの資料を提供して枝葉末節に至るまでこと細かく具体的に指示した場合は、発注者が整備を行った者として著作者になる。

同じ種類の図面の発注においても作業規程、提供資料、指示等によって著作権の帰属先は異なる可能性がある



外部委託の場合、著作権等の帰属先や行使等の権利処理について、仕様書・契約書にあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい

○「地図の著作物」に該当するとされる行為

地物の
取捨選択

注記位置・向き
及び地物の転位
（素材の配列）

地図の整飾
やサイズ
（レイアウト）

総描
（地物の表現）

○ベクトル形式の地図データファイルが
「データベースの著作物」として保護さ
れるには（著作権法から）

データベースでその情報の選択
又は体系的な構成によって創作性を有
するもの

○「地図の著作物」として・・・
作業内容等は作業規程等で詳細に規定
⇒選択の自由度が少なく創作性を発揮
する余地を大幅に制限
⇒創作性があっても全体でなく部分的

○「データベースの著作物」として・・・
地理情報標準（JPGIS）と国土交通省
の都市計画GIS導入ガイダンスの既定仕
様に基づく製品仕様書に従って作成
⇒創作性を発揮する余地がない

保護対象となる部分は極めて限定的

著作物性が認められる可能性はない

著作物性が認められる可能性は少ないと考えられる（仮に著作物性が認められても極めて限定的）

ただし、完全に著作物性が無いとは断言できないことから、著作物性が有るという前提でその権利の処理を適切に行うことが重要

提供・流通を促進する利用約款のあり方

<利用約款の目的> 提供側も利用側も地理空間情報を安心して扱える

<記載することによるメリット>

- ・提供する情報の利用範囲、提供内容、注意事項等を提示し、利用者の理解を図れる。
- ・行政事務の簡素化が行える。
- ・利用の際、利用者の意思（同意）を明瞭に確認できる。

<参考：利用約款に記載する主な記載内容とその必要性>

主な記載内容	記載する必要性
提供目的	提供目的を示し、利用者の誤認識を未然に防止。
著作権の所在	権利関係や利用範囲を明示することにより、著作権侵害を未然に回避。
利用上の注意	利用者が利用目的を果たすことが出来るかの判断事項として、作成年月、内容、精度等を示す。
禁止事項	法令や公序良俗に反する行為の禁止
免責事項	提供情報によって利用者側に被害が発生した場合、賠償責任問題の免責
提供システムの運用	システム障害等による提供の予告なしの停止、変更、中断などを行うことの注意やシステム操作時の推奨環境等を示す。

財源上の留意点

- ・ 地方公共団体等が測量成果等を整備する財源として、補助金等を活用した場合、**「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」**との関係に留意が必要
- ・ 補助金等を所管している各省庁においては、地方公共団体の積極的な測量成果等の活用を促進するために、測量成果等が補助金等適正化法で**処分を制限する財産に該当しない旨を表明**することが望ましい



地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン

- 整備・更新段階における留意点
 - ・ 測量成果等の整備・更新の類型
 - ・ 著作権等の権利処理上/財源上の留意点
 - ・ 民間事業者等との契約のあり方
- 提供・流通段階における留意点
 - ・ 著作権/著作権等の権利の所在/財源分類の留意点
 - ・ 提供、流通を促進する利用約款等のあり方
- 管理段階における留意点
 - ・ 情報管理の仕組みや体制の留意点
- 利用・提供推進の考え方
 - ・ 地図/空中写真・衛星情報
- 国や地方公共団体の取組事例の説明
- Q & A

